

## 『お口』の健康診断（後期高齢者医療制度）

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態および口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、お口の健康診断を無料で行っています。



### ◇健診項目

口腔状態（虫歯や歯周病の有無など）、噛む力、舌の動き、のみこむ力の確認など

### ◇対象者

- ①前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得した人
  - ②前年度において障がい認定により新たに被保険者資格を取得した人
  - ③受診を希望する人
- ※今年度の新規資格取得者を除く

### ◇期間

6月1日（土）～令和7年1月31日（金）

### ◇実施場所

受診券に実施歯科医療機関を同封

### ◇自己負担額

無料

### ◇持参品

- ・お口の健康診断受診券（緑色）  
※①②の人には、郵送にて送付しています。  
※③の人は、書面または電話による交付申請が必要です。
- ・同封の質問票
- ・後期高齢者医療被保険者証またはマイナンバーカード  
※マイナンバー対応可能かどうかは医療機関にお尋ねください。

### ◇問合せ先

- ・健康保険課 保険年金係 ☎ 52-5809
- ・山口県後期高齢者医療広域連合 業務課保健事業推進係  
☎ 083-921-7112

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和6年度（令和6年7月分～令和7年6月分）の免除や猶予を希望する人は、健康保険課（1階⑥窓口）または徳山年金事務所（7月1日から申請ができます。ただし、令和6年6月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望した人は改めて申請をする必要はありません）。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納める

## 国民年金保険料の免除申請を

## 7月1日から受け付けます

こと（追納）ができ、受給額を増やすことができます。

また、申請月から2年1か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受け付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。

詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

### ◇問合せ先

- ・日本年金機構
- 徳山年金事務所  
☎ 0834・31・2152
- ・健康保険課 保険年金係  
☎ 52・5809



▲日本年金機構  
徳山年金事務所  
ホームページ